明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務三三）　一

〔告　示〕
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産九八五～一〇〇五）　一〇
○農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件の一部を改正する件（同一〇〇六）　三五

〔公　告〕
諸事項
官庁
北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価準備書の縦覧・説明会の開催関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　三八
会社その他
会社決算公告　四一

省令

○法務省令第三十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の十二第一項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月十四日

法務大臣　古川　禎久

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。